

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【公開番号】特開2013-21665(P2013-21665A)

【公開日】平成25年1月31日(2013.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2013-005

【出願番号】特願2011-155966(P2011-155966)

【国際特許分類】

H 04 M 1/02 (2006.01)

H 04 M 1/00 (2006.01)

H 04 R 1/00 (2006.01)

H 04 R 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 M 1/02 C

H 04 M 1/00 H

H 04 R 1/00 3 1 7

H 04 R 1/02 1 0 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月9日(2014.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

軟骨伝導振動部の一部を筐体角部近傍の筐体内側で支持するとともに他の一部を自由振動させることにより、前記筐体角部に前記軟骨伝導振動部の振動が伝達されるよう構成したことを特徴とする携帯電話。

【請求項2】

前記軟骨伝導振動部は、筐体角部近傍における筐体の上面内側に支持されることを特徴とする請求項1記載の携帯電話。

【請求項3】

前記軟骨伝導振動部は、筐体角部近傍における筐体の側面内側に支持されることを特徴とする請求項1または2記載の携帯電話。

【請求項4】

前記軟骨伝導振動部は、筐体角部近傍における筐体の正面内側に支持されることを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項5】

前記軟骨伝導振動部は、電気端子を有するとともに、前記電気端子近傍が自由振動するよう支持されることを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項6】

前記軟骨伝導振動部は、その主振動方向が筐体の上面に垂直となるよう支持されることを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項7】

前記軟骨伝導振動部は、その主振動方向が筐体の側面に垂直となるよう支持されることを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項8】

前記軟骨伝導振動部は、その主振動方向が筐体の正面に垂直となるよう支持されることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれかに記載の携帯電話。

【請求項 9】

軟骨伝導振動部をその主振動方向が筐体の上面に垂直となるよう筐体内側で支持することにより、前記筐体に前記軟骨伝導振動部の振動が伝達されるよう構成したことを特徴とする携帯電話。

【請求項 10】

軟骨伝導振動部をその主振動方向が筐体の側面に垂直となるよう筐体内側で支持することにより、前記筐体に前記軟骨伝導振動部の振動が伝達されるよう構成したことを特徴とする携帯電話。

【請求項 11】

軟骨伝導振動部をその主振動方向が筐体の正面に垂直となるよう筐体内側で支持することにより、前記筐体に前記軟骨伝導振動部の振動が伝達されるよう構成したことを特徴とする携帯電話。